

学校薬剤師部会規程の一部改正等について

令和2年2月22日に開催した理事会において、公益社団法人広島県薬剤師会学校薬剤師部会規程の一部を改正し、公益社団法人広島県薬剤師会学校薬剤師部会負担金納付規程を制定した。

公益社団法人広島県薬剤師会学校薬剤師部会規程

(名 称)

第1条 本部会は公益社団法人広島県薬剤師会学校薬剤師部会（以下「本部会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本部会は、公益社団法人広島県薬剤師会の内部組織として、学校薬剤師の学術活動を通じた知識の向上、および実践活動の推進により学校保健の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本部会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校環境衛生検査実施に関すること
- (2) くすり教育・薬物乱用防止・喫煙飲酒防止等の保健教育に関すること
- (3) 学校給食の衛生管理に関すること
- (4) 学術大会、講演会、研修会に関すること
- (5) 学校薬剤師の表彰に関すること
- (6) その他目的達成に必要な事業に関すること

(会 員)

第4条 本部会の会員は、公益社団法人広島県薬剤師会会員である学校薬剤師とする。

(役 員)

第5条 本部会に次の役員を置く。

- (1) 部 会 長 1 名
 - (2) 副 部 会 長 1 名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 幹 事 若干名
- 2 本部会の部会長は、公益社団法人広島県薬剤師会会長が兼ねる。
 - 3 本部会の副部会長、理事は、部会長が選任する。
 - 4 本部会の幹事は、地域学校薬剤師組織の代表から部会長が選任する。

(任 期)

第6条 役員任期は公益社団法人広島県薬剤師会の定款に定める理事の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期中に欠員が生じたときは部会長が役員を補充することができる。

(会 議)

第7条 会議は部会理事会及び幹事会とし、部会長がこれを召集する。

- 2 部会理事会は部会長・副部会長及び理事をもって構成し、部会運営を行う。
- 3 幹事会は本部会役員をもって構成し、部会運営に関する事項を審議する。
- 4 本部会は必要によりワーキンググループを設けることができる。ワーキンググループの構成等については、その都度、部会理事会で定める。

(負担金)

第8条 本部会の会員は、別途定める負担金を納入しなければならない。

- 2 前項の負担金は、公益社団法人広島県薬剤師会の会計で経理する。

(経費の支弁)

第9条 本部会の経費は、公益社団法人広島県薬剤師会の経費をもって支弁する。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納付した負担金その他の金品は、返還しない。

(規程の変更)

第11条 本規程は部会理事会の議決を経て、公益社団法人広島県薬剤師会理事会の承認を得なければ、変更することができない。

附 則

この規程は、平成30年3月18日に制定し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月17日に制定し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月22日に一部改正し、令和2年4月1日から施行する。

公益社団法人広島県薬剤師会学校薬剤師部会 負担金納付規程

第1条 広島県薬剤師会学校薬剤師部会規程第8条の負担金は、本規程で定めるものとする。

第2条 負担金は本部会会員1人当たりの金額とし、幹事会の議決により決定する。

第3条 部会長は、毎会計年度に各地域薬剤師会あるいは各地域学校薬剤師会に対し、負担金の割当額を通知しなければならない。

2 割当額は、当該会計年度当初の各地域薬剤師会あるいは各地域学校薬剤師会所属の本部会会員数により算出した額とする。

第4条 負担金は、各地域薬剤師会あるいは各地域学校薬剤師会が本部会会員から取り纏めて幹事会で定められた期日までに本部会に納付するものとする。

第5条 納入した負担金は、その理由の如何にかかわらず返還しない。

第6条 本規程は部会理事会の議決を経て、公益社団法人広島県薬剤師会理事会の承認を得なければ、変更することができない。

附 則

この規程は、令和2年2月22日に制定し、令和2年4月1日から適用する。